

神崎町中小企業振興資金利子補給金

— 補給内容 —

☆利子補給率

年支払額の1%以内

補給限度額

1事業者に対し10万円

☆対象資金

千葉県中小企業振興資金（千葉県制度融資）

・事業資金 ・小規模事業資金 ・創業資金

☆対象期間

毎年1月1日～12月31日に支払った利子

令和3年4月1日以降の新規借入分が対象

※本制度は、町予算の範囲内での補給となるため申請状況により

上記の利子補給率・補給額を下回る場合があります。

延滞金が発生した年度の利子補給はできません。

申請時期については、町HPにてお知らせいたします。

問い合わせ先

神崎町まちづくり課産業係

TEL0478-72-2114